令和７年自転車指導啓発重点地区
【 大船警察署 】

大船１～６丁目

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

大船１～６丁目

【選定理由】

- 大船１～6丁目は、大船駅（ＪＲ、湘南モノレール）に向かう通勤、通学の自転車が多く通行する地区で、周辺には商業施設も多数あり、買物等での自転車利用者も多い。
- 自転車関連事故は減少しているが利用者は他地区と比べ多い。（令和6年中８件《前年比－2件》）
- 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望が多数ある。

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1　歩道は、歩行者優先！

車道→歩道→車道と縦横無尽に走行し、常に止まらない状態で運転する行為は、他車から見ると動きが予測できません。**車道の左側を走行**しましょう。

2　ながらスマホ運転は違反！

令和6年11月1日、ながらスマホ運転に対し、罰則が強化されました。ながらスマホ運転は、**周りの危険を発見することができず**、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3　「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では**必ず一時停止**しましょう。

4　信号の厳守！

自転車も車と一緒で車両です。信号を守りましょう。

この地区でよく見られる

「 自転車利用者の違反形態 」

- ○ 歩道通行
- ○ ながらスマホ
- ○ 一時不停止
- ○ 信号無視